

一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会

委託証券会社
コンプライアンス管理について



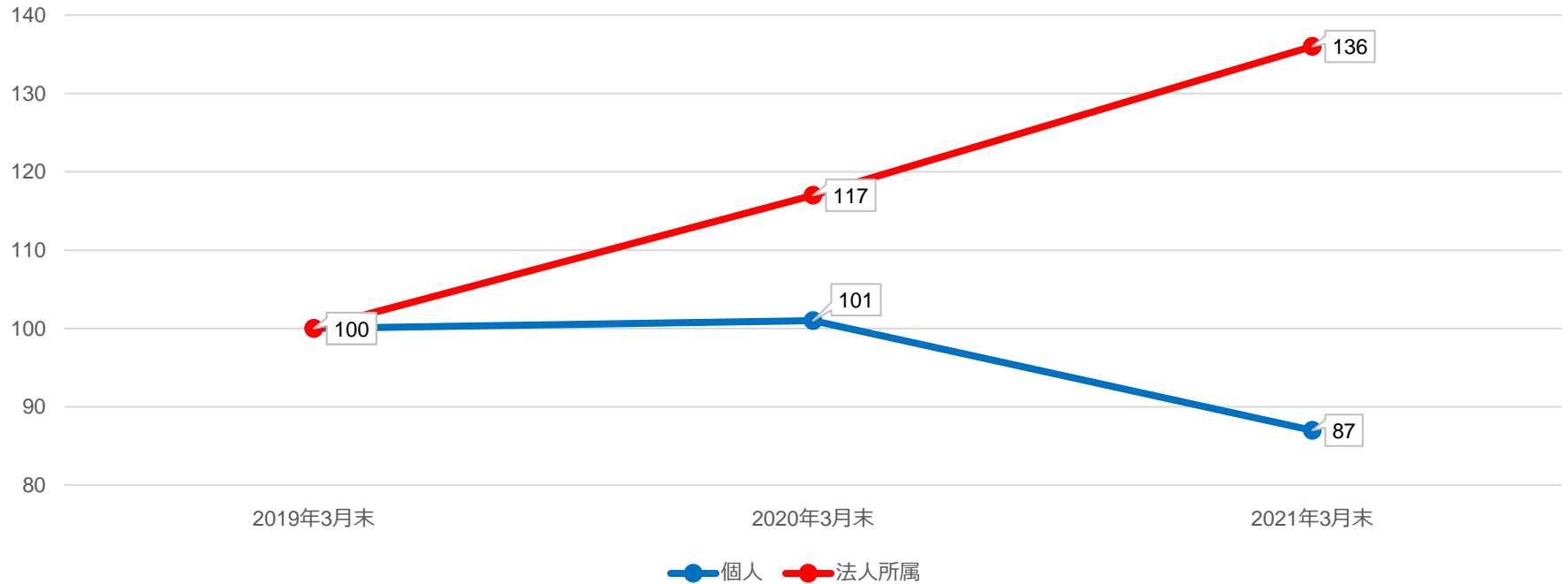
一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

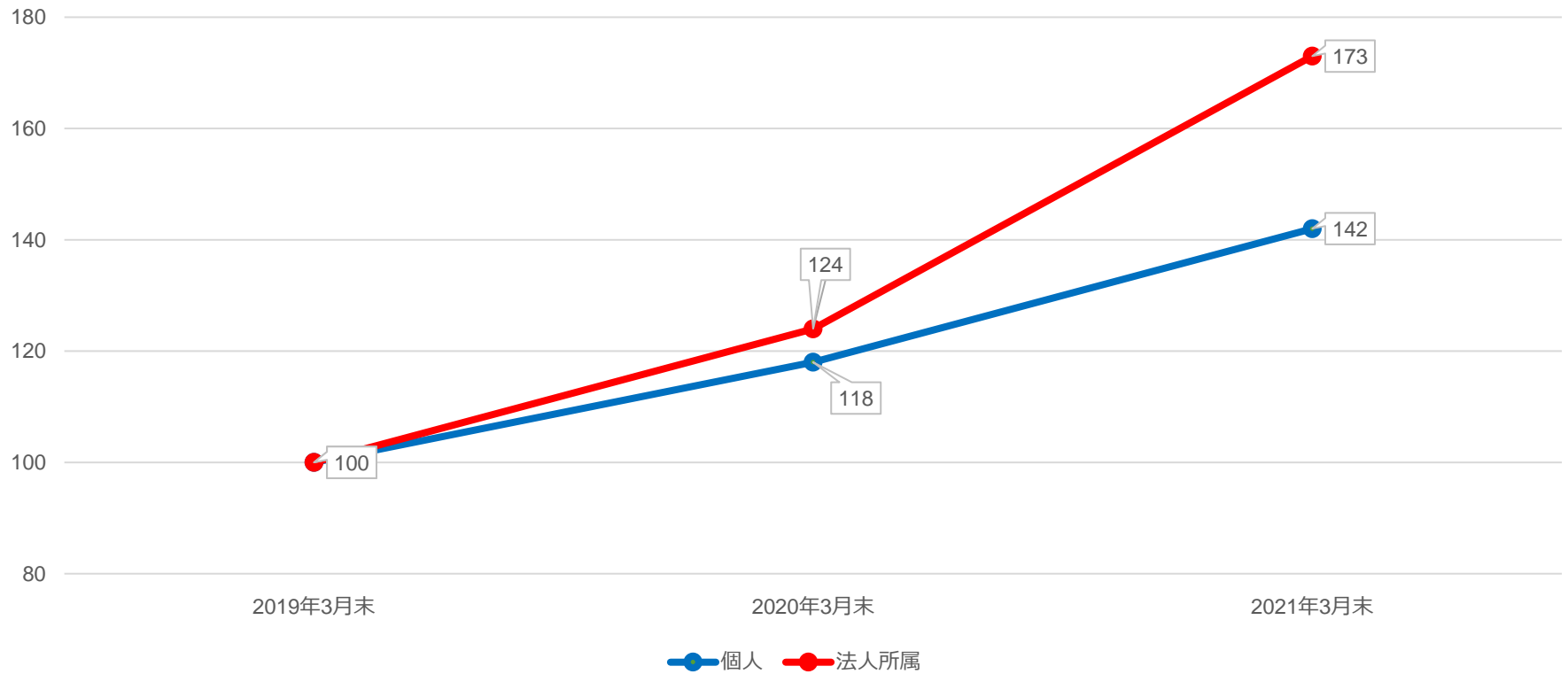
■ 基本データ① IFA数の推移

委託正会員3社 2019年3月末を100として指数化



■ 基本データ② 口座数の推移

委託正会員3社 2019年3月末を100として指数化



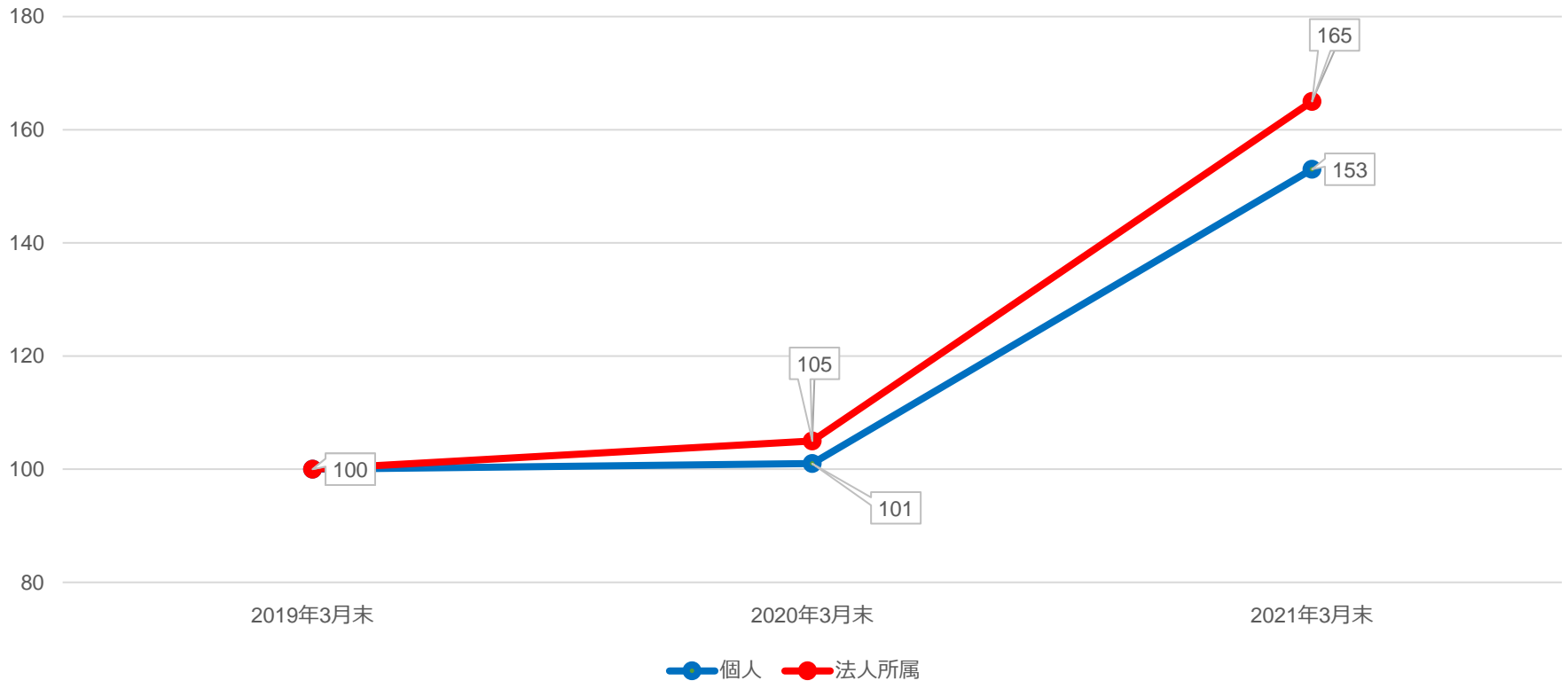
■ 基本データ② 口座数の推移

委託正会員4社 2019年3月末を100として指数化



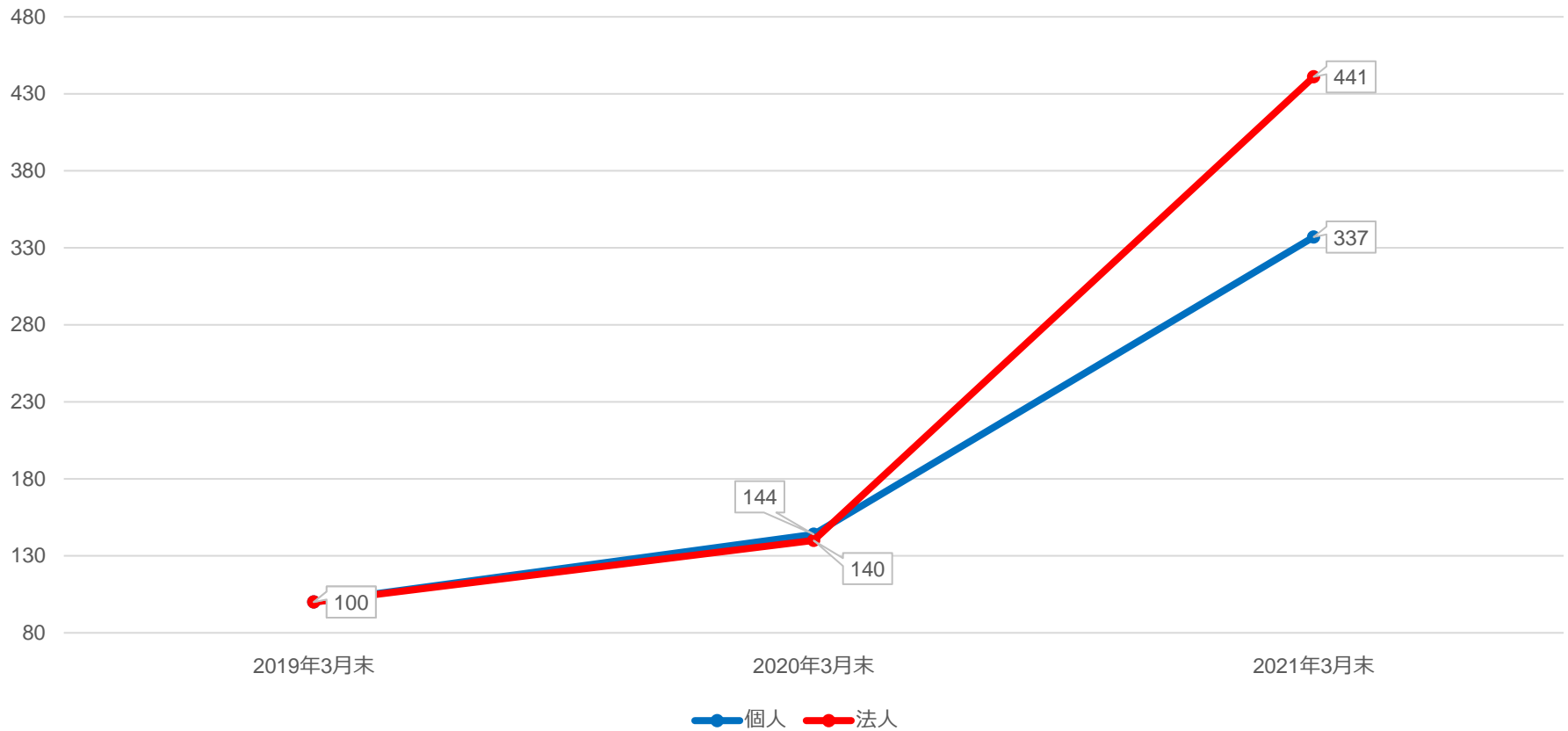
■ 基本データ③ 預かり資産残高の推移

委託正会員3社 2019年3月末を
100として指数化

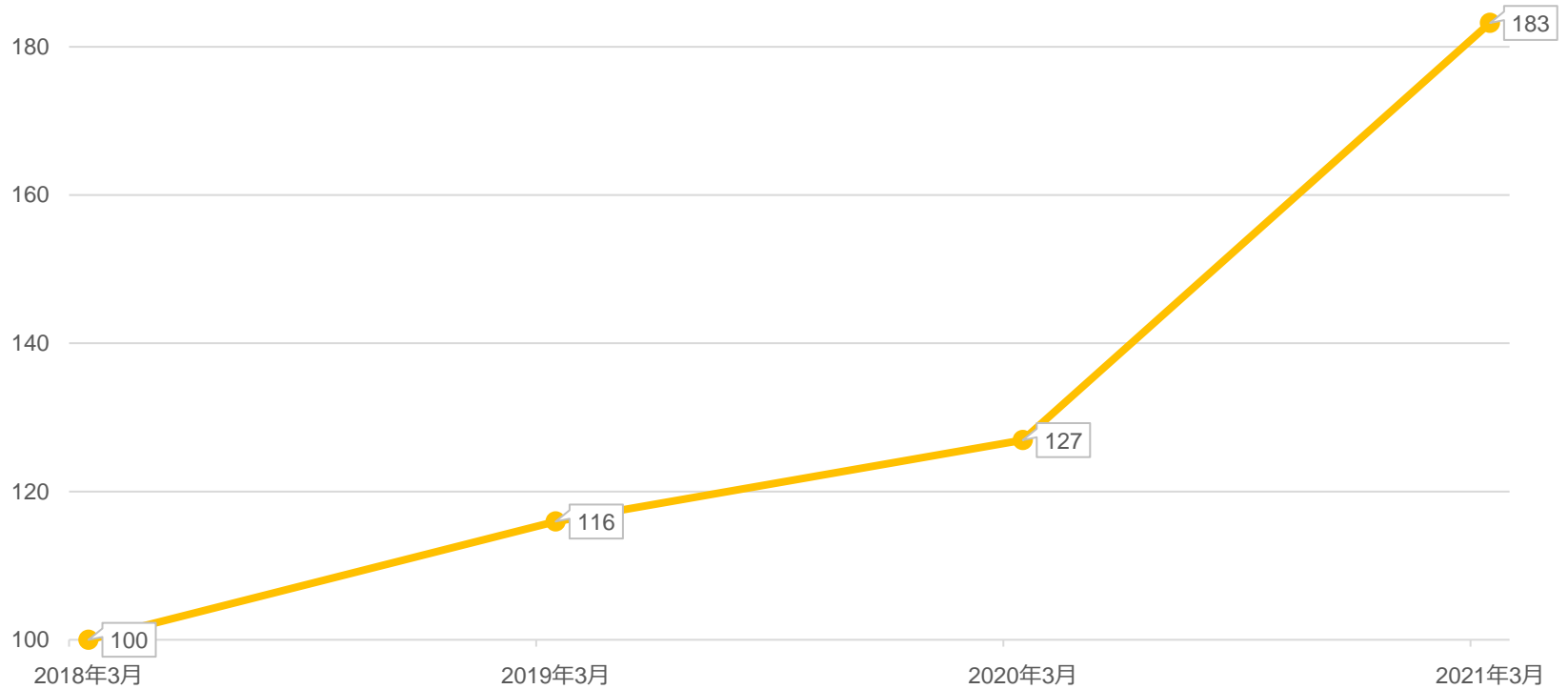


■ 基本データ③ 預かり資産残高の推移

委託正会員4社 2019年3月末を
100として指数化

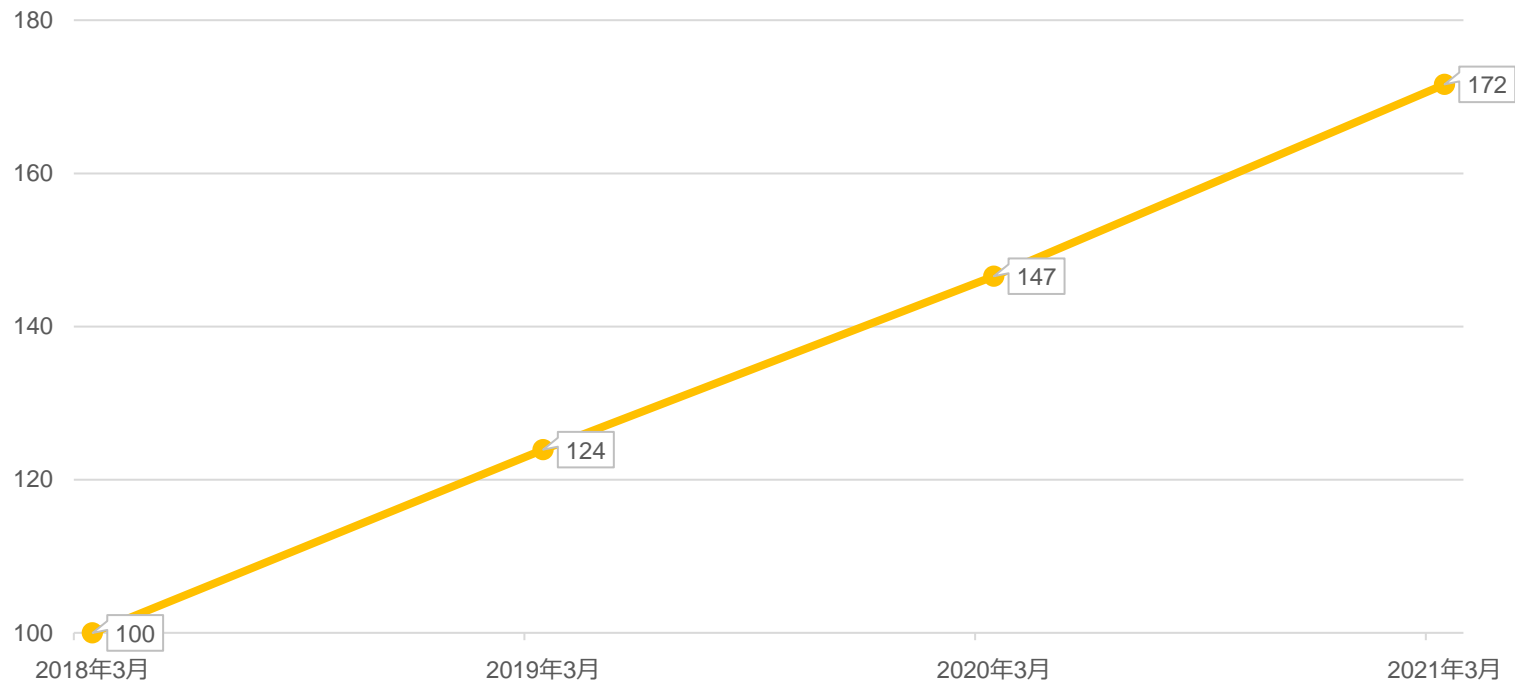


■ご参考資料① 理事4社の顧客預かり資産残高推移 (2018年3月末を100)



■ご参考資料② 理事4社の顧客口座数 推移

(2018年3月末を100)



■ 統一的なコンプライアンス目線作りテーマ

- ① IFAの自己勘定取引管理
- ② 乗換取引（短期売買）管理
- ③ 高齢者取引管理
- ④ 外務員活動停止解除基準
- ⑤ 顧客接触履歴管理
- ⑥ 顧客の相談・苦情対応
- ⑦ 顧客属性確認
- ⑧ 広告審査に係る実務上の取扱い
- ⑨ 監査手法（監査項目、頻度等）
- ⑩ マネー・ロンダリング等防止対策
- ⑪ 社内規程整備
- ⑫ 役職員（外務員）売買基準
- ⑬ 通話録音検証（勧誘・受注状況） ・ 設置について



一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

<https://www.faa.or.jp/>

■ 金融商品取引法

第66条の14 金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

3 前2号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

■ 金融商品取引業等に関する内閣府令

第275条 法第66条の14第3号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

9 個人である金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為

■ 金融商品仲介業者に関する規則

第24条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行うこと。

■ 委託業務取扱い開始時の同意

「SBI証券委託業務取扱いに係る申請書」を外務員等(委託業務従事者を含む)から受入れの際、当該申請書において以下の事項についての同意が必要。

- ・ 外務員等本人の当社証券口座に対し、信用取引、先物・オプション取引、外国為替保証金取引等に取引制限がかかること。
- ・ SBI証券において取引モニタリングを定期的実施し、日計りによる売買が確認された場合には、当該外務員等への注意喚起および経緯書の提出を求める場合があること。
- ・ 専ら投機的利益の追求を目的とした取引と判断した際は、当局等への届出が行われること。

■ SBI証券でのモニタリング

- ・ 「SBI証券委託業務取扱いに係る申請書」の受入後、証券取引口座が開設される場合もあることから、定期的に外務員等の証券取引口座の開設状況を確認し、信用取引、先物・オプション取引、外国為替保証金取引等の取引制限を実施。
- ・ 定期的に外務員等の本人口座における現物取引(国内・外国)のモニタリングを実施し、「日計りによる売買」の有無等を確認

※ 日計りによる売買:「売り／買い」「買い／売り」の順は問わず、同一日に同一銘柄の買付および売却の取引が行われた場合と定義

第2回 「委託正会員コンプライアンス管理に係る打合せ」模様

◆開催日時

2021年7月6日(火) 14:00-15:00

◆出席者

- ・ あかつき証券(永嶋氏)
- ・ ウェルスナビ(平野氏)
- ・ エース証券(東谷氏)
- ・ SBI証券(金井氏、榎園氏)
- ・ 東海東京証券(櫛氏、加茂氏)
- ・ PWM日本証券(高橋氏)
- ・ 楽天証券(大嶋氏、丸目氏、名越氏)
事務局(入木、水野、澤岬)

◆欠席

- ・ 藍澤証券

I. 基礎データについて

水野顧問より、事前提出資料に基づき説明。

○口座数の推移について

個人・法人共に順調に増加。データ提供頂いた4社中1社の口座数増加ペースが非常に高く、

伸び率に大きく寄与。

○預かり資産残高の推移について

口座数同様、順調に増加。4社中1社の伸び率が非常に高い。

○理事4社のデータについて

過去3年間の口座数、預かり資産残高が各1.7倍、1.8倍へと増加。

○当該データを対外的に公表するか否かについては、各データ提供元に確認の上、判断する。

II. IFA の自己勘定取引管理について

金井氏（SBI証券）より、事前提出資料に基づき説明。

以下、説明のポイントおよびご意見・ご質問等

○ 各社の売買管理に関するルールについて

<SBI証券>

・日計り取引等の有無等につき、3ヶ月毎にチェックをかけている。

⇒日計り売買が発覚した場合、経緯報告書の提出を求める。

⇒登録外務員が信用取引を行っていたケースが過去にあった（直近5、6年は該当なし）。

・顧客に商品を提案する立場にある IFA の自己売買の管理について、本来は、IFA 法人内で管理すべきだが、実際に管理されていない先が多い。

・証券会社の役職員同様、IFA についても売買管理が必要だと考える。

⇒委託正会員間で目線の合意が取れば、理事に提案し、会員に懲憑するか検討してもらいたいと思っている。

<楽天証券>

・SBI証券と同等の管理を行っている。

⇒日計り取引を検知した場合は、経緯書を徴求している。

⇒日計りではないものの、頻繁に取引している口座は散見している。現状では、保有期間による取引制限をかけていないが、期間制限をかけたほうが良いか、社内で議論しているところ。

<エース証券>

・IFAも役職員に関する自己投資の社内ルールに準ずるとしており、90日未満の取引は原則禁止。投機的売買禁止の一文も付しているため、90日以上であっても、対処できる体制となっている。

・日計り売買、90日以内の売買共にアラートが掛かり取引制限するシステムとなっている。

⇒よって、現状発生していない。

<あかつき証券>

・役職員の売買基準に近い形で規制している。例えば、現物取引については、1ヶ月以内の取引を制限している。

・IFAより、IPO申込み可否についての問い合わせが入る。

⇒役職員売買でも禁止されているので、お断りしている。

・IFAが株式上場するケースも出てきているので、顧客との利益相反の観点からも IFA 各

社でも役職員売買の基準を設けて管理するべきと史料。

<PWM 日本証券>

- ・現物株式の取り扱いなし。

<ウェルスナビ>

- ・取扱商品が通常の証券会社と異なるため、厳しい制限はしていない（要確認）。

<東海東京証券>

- ・信用取引、先物・オプションについては制限をかけ、モニタリングを実施している。

⇒明確な基準は未整備の為、今後検討を進める。

○ 管理の必要性について

<あかつき証券>

- ・対面証券はネット証券と比べて手数料が割高なので、ネット証券で売買しているものと思われる。

<SBI 証券>

- ・協会の委託正会員の基準に準ずるという形で売買管理を徹底し、かつ、仲介業者の内部管理で定期的なヒアリングを実施。あるいは、証券会社と連携しながらモニタリングの結果をFBした形で管理することが望ましい。

- ・IPOの申込については、外務員とその同居の家族には参加制限をかけている。上場している IFA、又は大株主に上場企業が入っている IFA 法人については、それなりの内部コンプライアンス管理が必要だと考える。

○ IFA に提案するルール（目線）について

①保有期間制限を設けるか否か

- ・委託正会員 8 社で、統一的な保有日数基準を設けることが有効。

⇒1ヶ月とするか3ヶ月が良いのか更なる議論が必要。

<あかつき証券・楽天証券>

自社の役職員については、1ヶ月の保有制限のところ、所属 IFA について3ヶ月等厳しい基準を課せるのは不芳。

<楽天証券>

協会のミニマムスタンダードとして、例えば1ヶ月とする等、一定程度の基準を設けることが肝要。また、違反者に対する罰則基準についても、委託正会員間で同程度とする事が必要。

②モニタリング対象について

⇒対象商品：株式、外国株式、デリバティブ（信用取引、先物・オプション）

③IFA 担当者の自己取引の管理方法について

⇒事前申請制とするか、承認制を採用するか議論が必要。

④IFA の証券口座開設に係るルールについて

・日計り取引等のモニタリングについて、確認できる範囲は自社の取引に限定されている。

複数の証券会社に所属又は口座を保有している IFA が多数いる現状においては、証券会社の管理者から所属 IFA にルールを周知のうえ、コントロールすることが必須。

⇒当協会の非会員であるネット証券等で取引を行う場合は規制の対象外となり意味がない。よって、IFA 自身で基準・ルールを設けたうえでコントロールしてもらう事が肝心。

また、例えば、所属証券会社以外での証券口座開設不可というような規則があっても良いのではないか。

④その他

<あかつき証券、エース証券、SBI 証券、楽天証券>

IFA より、自身の資産状況を他の社員に開示したくないとの理由から、IFA 管理口座外（通常口座として）での管理を希望する声が多数ある。

⇒仲介業者内で管理は完結せず、証券会社のモニタリングで対応している。

◆次回（第3回）のテーマについて

高齢者取引管理について